区長のメッセージ、写真日誌（活動記録）を
新宿区ホームページ「区長の部屋」でご紹介しています

昨年度の様子

区長と話そう しんじゅくトークに参加しませんか？

吉住区長

テーマ　新宿区のまちづくり

区長が、区民の皆さんと**上記**テーマや各地域の身近な課題について直接、意見交換します。本年度も新型コロナ感染防止のため、参加人数を限定して開催します。公募による参加者のほか、地域団体の皆さんにもご参加いただきます。

申込み 所定の申込書を6月24日㈮までに郵送（必着）・ファックスまたは直接、問合せ先へ。各地域定員5名程度。応募者多数の場合は抽選し、結果は7月6日㈬ころまでに応募者全員にお知らせします。申込書は問合せ先・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページ（右二次元コード）から取り出せます。

問合せ 区政情報課広聴係（〒160-8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎3階）☎（5273）4065・FAX（5272）5500

◆各地域5名程度募集します

地　域	日　時	会　場
落合第二	7月13日㈬午後6時30分から	落合第二地域センター（中落合4―17―13）
四谷	7月14日㈭午後2時から	四谷地域センター（内藤町87）
角筈	7月20日㈬午後2時から	角筈地域センター（西新宿4―33―7）
若松町	7月20日㈬午後6時30分から	若松地域センター（若松町12―6）
落合第一	7月21日㈭午後6時30分から	落合第一地域センター（下落合4―6―7）
大久保	7月22日㈮午後6時30分から	大久保地域センター（大久保2―12―7）
榎町	7月25日㈪午後2時から	榎町地域センター（早稲田町85）
箪笥町	7月27日㈬午後6時30分から	牛込箪笥区民ホール（箪笥町15）
柏木	7月28日㈭午後2時から	柏木地域センター（北新宿2―3―7）
戸塚	7月29日㈮午後6時30分から	戸塚地域センター（高田馬場2―18―1）

※各回、1時間30分の予定です。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

HPで詳しく

◆新たな支給対象世帯へ、6月22日から順次、区から支給案内と確認書を発送します

新たな支給対象世帯 令和4年6月1日に、区に住民登録のある、世帯全員の令和4年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯

※令和3年度の住民税非課税世帯と既に家計急変世帯に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯は対象外です。

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

手続方法 確認書に必要事項を記入し、返信用封筒（確認書同封）で返送してください。

返送期限 9月30日㈮（消印有効）

支給金額 1世帯に付き10万円

支給方法 区に確認書が届いてから、おおむね3週間後に口座へ振り込みます。

※振り込み前に、支給決定通知書をお送りします。

※口座をお持ちでない方は、**左下記**コールセンターへお問い合わせください。

※最新の税情報等により不支給となる場合があります。

※DV等被害を受けて避難されている方は、給付を受けられる場合がありますので、お早めに区臨時特別給付金対策室までご相談ください。

問合せ　区臨時特別給付金コールセンター ☎0120（005）885　午前8時30分～午後7時

開設期間 9月30日㈮（土・日曜日、祝日を除く）まで

※代筆・代読が必要な方や電話が困難な方の相談窓口を9月30日㈮まで区役所本庁舎4階で開設しています。

本給付事業の担当 区臨時特別給付金対策室☎（5273）4112・FAX（5273）4366

その他受付中の給付金

◆令和3年度の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金
対象世帯へ発送した確認書を9月30日㈮（消印有効）までに返送してください。

◆家計急変世帯に対する臨時特別給付金
令和4年度の住民税均等割課税世帯のうち、新型コロナの影響で令和4年1月以降に減収した世帯で、給付を希望する場合は9月30日㈮（消印有効）までに申請が必要です。詳しくは、**左記**コールセンターへ。

低所得のひとり親世帯の方へ
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します

下表のとおり、一部対象の方は申請が必要です。申請方法等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

問合せ 子ども家庭課育成支援係（本庁舎2階）☎（5273）4558・FAX（3209）1145

対象	申請	給付額	給付方法
▶令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	申請の必要はありません	対象児童（★）1人に付き5万円 ★…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）	6月下旬に児童扶養手当の振込先口座に支給
▶公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（令和2年中の所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る）	申請が必要 ※受付期間は、6月20日㈪～2月28日（必着）		審査の上、申請した方の指定口座に支給
▶令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナの影響等で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方			

※ひとり親以外の低所得の子育て世帯への給付金については、広報新宿後号でお知らせします。

新型コロナワクチン 4回目接種情報

■接種対象者

HPで詳しく

接種日時点で新宿区に住民登録があり、**3回目接種を完了した日から5か月以上経過した方**のうち、①②のいずれかに該当する方

①60歳以上の方

②18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（下記のとおり接種券発行の申請が必要）

接種券の発行申請方法

インターネット
HP https://form.vaccine-info-shinjuku.org/

電話 区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎03（4333）8907　☎0570（012）440
午前8時30分～午後7時 ナビダイヤル
FAX050（3852）1343（聴覚に障害のある方等向け）

★ワクチン接種には、接種券がお手元に届いた後予約が必要です

予約は、個別接種の実施医療機関（右二次元コード参照）または、区の集団接種予約サイト・電話（**上記**コールセンター・**右**二次元コード）へ。広報新宿6月5日発行臨時号でもご案内しています。

※各特別出張所で、区集団接種の予約をお手伝いしています。

▲個別接種　▲区集団接種

※他の自治体で3回目接種した後に新宿区へ転入した方や海外で3回接種した方の接種券発送には申請が必要です（**右**二次元コード参照）。

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。